



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則の一部を改正する規則（観光政策課）	2
告 示	
○生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）	2
○生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉・援護課）	3
○生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）	3
○生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）	3
○生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）	4
○生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課）	4
○市営土地改良事業に係る換地処分届出（村づくり計画課）	5
○保安林の解除予定の通知（森林緑地課）	5
○道路の区域の変更（道路管理課）	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課）	6
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所）	7
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所）	7
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）	7
○大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）	8
○大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）	9
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）	9
○開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	10
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部広報相談課）	10
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部広報相談課）	11
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部科学捜査研究所）	14
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部科学捜査研究所）	15
病院事業局事項	
○沖縄県病院事業局職員（技術職及び現業職）選考採用試験の実施	16
正 誤	
○平成25年3月30日付け公報号外第9号中訂正	19

規 則

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第66号

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則の一部を改正する規則

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則（平成19年沖縄県規則第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則

第1条中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令」に、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則」に改める。

第2条中「第12条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第3条中「第38条第1項」を「第30条第1項」に改める。

第4条第1項中「第43条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条第2項中「第43条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第3項中「第43条第3項」を「第35条第3項」に改める。

第1号様式中 「

特例項目	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
------	---	---	---	---	---	---	---	---

 を

「

特例項目	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
沖縄綿久寝具株式会社 ホームケア事業部	宜野湾市上原二丁目4番10号	宜野湾市赤道一丁目8番5号	宜野湾市上原二丁目4番10号	平成25年4月1日

2 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
沖縄綿久寝具株式会社 ホームケア事業部	宜野湾市上原二丁目4番10号	宜野湾市赤道一丁目8番5号	宜野湾市上原二丁目4番10号	平成25年4月1日

沖縄県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
デイサービス福花	金武町字金武11987番地	平成25年 2月 1日

2 介護保健施設サービス

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
介護療養型老人保健施設海邦	浦添市港川二丁目24番 2号	平成25年 3月31日

3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
デイサービス福花	金武町字金武11987番地	平成25年 2月 1日

沖縄県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
寿楽ケアステーション	浦添市字大平503番地 5 102	平成25年 3月31日

2 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
介護支援サービス寿楽	浦添市字大平503番地 5 102	平成25年 3月31日

3 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
寿楽ケアステーション	浦添市字大平503番地 5 102	平成25年 3月31日

沖縄県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人たぶの木うむやすみゃあす・ん診療所	宮古島市平良字下里1477番地 4	平成25年 4月 1日

2 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービス風車星	うるま市石川白浜二丁目5番14号1F	平成25年3月1日
デイサービス美和の里	名護市字済井出125番地	平成25年3月25日
デイサービスななふく	読谷村字長浜1194番地	平成25年4月1日
茶話本舗デイサービスにしばる家	浦添市西原一丁目36番3号	平成25年4月1日
デイサービスすみれ	宜野湾市志真志一丁目15番23号2F	平成25年4月2日
デイサービススイムみどり町	うるま市みどり町四丁目12番5号	平成25年4月3日

3 認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホームときわ苑	八重瀬町字当銘370番地1	平成25年3月26日
グループホームちゃたん	北谷町字宮城1番地793	平成25年4月2日

沖縄県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
アットホームこころ	宮古島市平良字下里2793番地1	平成25年2月1日
相談支援事業所鳳凰	読谷村字都屋403番地2	平成25年4月1日
居宅介護支援センター琉和	沖縄市登川一丁目2番7号	平成25年4月1日
ケアプランセンター美らさん	沖縄市高原六丁目2番2号205号	平成25年4月1日
居宅介護支援事業所ホスピプラン	宮古島市下地字上地634番地1	平成25年4月4日

沖縄県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 介護予防訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人たぶの木うむやすみゃあす・ ん診療所	宮古島市平良字下里1477番地4	平成25年4月1日

2 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービス風車星	うるま市石川白浜二丁目5番14号1F	平成25年3月1日

デイサービス美和の里	名護市字済井出125番地	平成25年 3月25日
デイサービスななふく	読谷村字長浜1194番地	平成25年 4月 1日

3 介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホームときわ苑	八重瀬町字当銘370番地 1	平成25年 3月26日
グループホームちゃたん	北谷町字宮城 1 番地793	平成25年 4月 2日

沖縄県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市皆福地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地処分をした旨の届出があった。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の解除をする予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字儀間東上原2008番116・2008番171・2008番172（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字比嘉後原2183番 1（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字比嘉後原2161番 3・2161番 8（以上2筆国有林）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 解除の理由 ダム用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字儀間東上原2008番116・2008番171・2008番172（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成25年 5月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 153号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	浦添市仲間二丁目841番 7 から 浦添市仲間二丁目839番 1 まで	20.0m ～ 33.5m	98.0m

旧	浦添市仲間二丁目841番7から 浦添市仲間二丁目839番1まで	20.0m ~ 33.5m	98.0m
新	浦添市仲間二丁目841番7から 浦添市仲間二丁目839番1まで	20.0m ~ 22.0m	98.0m

沖縄県告示第316号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 豊見城市真玉橋地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
豊見城市	真玉橋	西原	166番1	1
豊見城市	真玉橋	西原	168番2	2
豊見城市	真玉橋	西原	157番	3
豊見城市	真玉橋	西原	155番4	4
豊見城市	真玉橋	前原	32番1	5
豊見城市	真玉橋	前原	39番	6
豊見城市	真玉橋	後原	418番1	7
豊見城市	真玉橋	後原	401番1	8
豊見城市	真玉橋	後原	401番1	9
豊見城市	真玉橋	後原	401番3	10
豊見城市	真玉橋	後原	401番3	11
豊見城市	真玉橋	後原	里道	12
豊見城市	真玉橋	後原	405番	13
豊見城市	真玉橋	後原	404番1	14
豊見城市	真玉橋	後原	402番1	15
豊見城市	真玉橋	後原	397番7	16
豊見城市	真玉橋	後原	394番28	17
豊見城市	真玉橋	後原	394番32	18
豊見城市	真玉橋	後原	392番8	19
豊見城市	真玉橋	後原	390番2	20
豊見城市	真玉橋	後原	390番1	21
豊見城市	真玉橋	後原	365番2	22

豊見城市	真玉橋	後原	370番5	23
豊見城市	真玉橋	後原	344番3	24

沖縄県告示第317号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成25年 5月17日

沖縄県北部土木事務所長 普 天 間 信 栄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年 3月 6日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又大又原827番2の一部、827番5、828番2の一部、828番4、830番2の一部、843番2の一部、843番4、844番2の一部及び844番3地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 33.018メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第318号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

平成25年 5月17日

沖縄県八重山土木事務所長 松 田 等

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年 3月22日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字新川真喜良2223番2、2224番1、2224番15、2224番16、2224番18、2224番20及び2224番27
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 90.95メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年7月6日まで縦覧に供する。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 5月 7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄パーマカルチャー・ネットワーク
- 3 代表者の氏名 坂井正吾
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市字宇茂佐1881番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄における、『パーマカルチャーの理念に基づく活動』を広め、その体系を学び実践し、地域社会とそこに暮らす人々と共に交流し、真の豊かさを享受できるコミュニティを創造し、伝承することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年7月6日まで縦覧に供する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年5月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うまんちゅ生活支援センターふくしの家
- 3 代表者の氏名 田崎盛政
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県読谷村字古堅587番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者、社会的弱者などが地域で安心して生活していける社会の実現を図るため、福祉に関する事業を行い暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年5月17日から同年9月17日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 届出年月日 平成25年3月29日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) タウンプラザかねひで名護新大宮店 名護市宮里六丁目7番10号ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇1228番地 代表取締役 比嘉真三、有限会社プロGRESS 那覇市繁多川1丁目13番38号 代表取締役 新田保秀
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇1228番地 代表取締役 比嘉真三、株式会社ふく薬品 那覇市久茂地1丁目5番1号 代表取締役 田中康勝
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年11月29日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,787平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 553台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 74台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 185.4平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 58.44立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市産業部商工観光課において縦覧に供する。)
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻午前8時、閉店時刻翌日の午前1時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌日の午前1時30分まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口8か所、出口8か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市産業部商工観光課において縦

覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年5月17日から同年9月17日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市産業建設部都市建設課において縦覧に供する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 大門淳
- 3 届出年月日 平成25年3月29日
- 4 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市産業建設部都市建設課において縦覧に供する。）

5 変更の年月日 平成24年11月21日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号 代表取締役 藤田勝幸、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年5月17日から同年6月17日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン宮古南ショッピングセンター 宮古島市平良字松原631番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社大栄興産 宮古島市平良字松原551番地4 取締役 狩俣昌弘、株式会社沖縄ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 松田佳紀
- 3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年5月17日から同年6月17日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年6月28日 沖縄県指令土第618号、平成22年9月6日 沖縄県指令土第773号（変更）、平成23年9月2日 沖縄県指令土第792号（変更）、平成23年12月20日 沖縄県指令土第1031号（変更）、平成25年3月28日 沖縄県指令土第368号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字富着1465番ほか118筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル マルイト株式会社 代表取締役 木下勝弘
- 5 検査済証番号 平成25年4月30日 第3092号
- 6 工事完了年月日 平成25年4月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年3月7日 沖縄県指令土第240号、平成25年4月12日 沖縄県指令土第661号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原3237番（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 5 検査済証番号 平成25年5月1日 第3093号
- 6 工事完了年月日 平成25年4月30日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察安全相談管理システム機器等の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成25年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）

の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。

- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 電気通信機器等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部広報相談課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2165）

- (3) 申請書等の受付期間 平成25年5月17日（金曜日）から同年6月25日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。

- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成26年3月31日までとする。

- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

- 8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察安全相談管理システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察安全相談管理システム機器等の賃貸借 一式

- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 入札説明書による。
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成25年5月17日付け 沖縄県公報定期第4150号に登載）による沖縄県警察安全相談管理システム機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 沖縄県警察安全相談管理システムの設置及び設定を円滑に行うことができること並びに同システムに障害が発生した場合において、通報後4時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成25年6月25日（火曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出した者
 - (3) 納入しようとする沖縄県警察安全相談管理システム機器等の機能等証明書を平成25年6月25日（火曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出し、同システム機器等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - (4) 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格を取得している者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
 - (5) o r a c l e 関連の認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「o r a c l e 認定技術者」という。）を有している者
 - (6) 沖縄県警察安全相談管理システムの保守に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者及びo r a c l e 認定技術者と迅速に連絡をとり、同システムを円滑に保守することができる体制を確保できる者
 - (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークを取得している者又は情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度の認証を取得している者
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から平成25年6月25日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成25年7月10日（水曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成25年6月25日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県警察本部警務部広報相談課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2165)

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成25年7月9日(火曜日)午後6時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課(9(2)の場所)に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成25年6月4日(火曜日)午後2時
イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階403会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Title of bid
A lease of a server for Okinawa Prefectural Police Safety Consulting Management System (hereinafter referred to as the server) including installation and maintenance service
- (2) Names, Quantities, Functions, and Business contents of the server to be leased.
Refer to bid the explanatory pamphlet and the specification form are issued by the Public Relations and Consultation Division at Okinawa Prefectural Police HQ.
- (3) Pre-bid meeting
Date and time: 2:00 pm on Tuesday June 4, 2013
Place: Conference room 403, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ.
- (4) Due date and time of submitting bid
10:00 am on Wednesday July 10, 2013
* The bid submitted by postal service must be delivered to the handling division mentioned below by 6:00 pm on Tuesday July 9, 2013
- (5) Bid opening
Date and time: 10:00 pm on Wednesday July 10, 2013
Place: Bidding room, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ.
- (6) Handling Division
Public Relations and Consultation Division
Okinawa Prefectural Police HQ
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (ext. 2165)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年5月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 調達する物品等の種類 X線マイクロアナライザー（走査型電子顕微鏡システム）の借入れ
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成25年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 機器等の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 機器等の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部刑事部科学捜査研究所 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線4732）
 - (3) 申請書等の受付期間 平成25年5月17日（金曜日）から6月25日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成26年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するX線マイクロアナライザー（走査型電子顕微鏡システム）の借入れに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年 5月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 X線マイクロアナライザー（走査型電子顕微鏡システム）の借入れ一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入の期限 平成25年 9月30日
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告（平成25年 5月17日付け沖縄県公報定期第4150号に連載）によるX線マイクロアナライザー（走査型電子顕微鏡システム）の借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 機器等に不具合が発生した場合において、機器等に精通した技術者を沖縄県内にあっては1日以内、沖縄県外にあっては3日以内に派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成25年 6月25日（火曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出した者
- (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成25年 6月25日（火曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出し、当該機器等を納入期限までに納入することができることを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成25年 6月25日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年 7月10日（水曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課（9(2)の場所）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書の交付

- (1) 入札説明書を交付する期間 この公告の日から平成25年 6月25日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書を交付する場所 沖縄県警察本部刑事部科学捜査研究所 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線4732）

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
 - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成25年7月9日(火曜日)午後6時まで
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課(9(2)の場所)に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成25年5月30日(木曜日)午後2時
イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課403会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of Xray Micro Analyzer system
 - (2) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet
 - (3) Pre-bid meeting
Date and time: 2:00 pm on thursday 30 May, 2013
Place: Conference Room 403, 4th floor of Okinawa Prefectural Police HQ.
 - (4) Bid due date and time
11:00 am on Wednesday 10 July, 2013
(Bid sent by postal service must arrive by 6:00 pm on Tuesday 9 July, 2013)
 - (5) Division in charge
Criminal Investigation Laboratory
Okinawa Prefectural Police HQ.
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (ext.4732)

病院事業局事項

沖縄県病院事業局職員(技術職及び現業職)選考採用試験を次のとおり行います。

平成25年5月17日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

1 採用職種、採用予定数及び職務内容

- (1) 技術職

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務箇所
臨床検査技師	各若干名	臨床検査の業務に従事します。	県立病院（6か所）において従事します。
診療放射線技師		診療放射線関係の業務に従事します。	
管理栄養士		管理栄養関係の業務に従事します。	
視能訓練士		視能訓練関係の業務に従事します。	
理学療法士		理学療法関係の業務に従事します。	
言語聴覚士		言語聴覚関係の業務に従事します。	
作業療法士		作業療法関係の業務に従事します。	
薬剤師		薬剤関係の業務に従事します。	
臨床工学技士		臨床工学関係の業務に従事します。	
看護師	約150名	看護師の業務に従事します。	

(2) 現業職

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務箇所
施設管理技士	若干名	施設及び設備の維持管理の業務に従事します。	県立病院（6か所）において従事します。

(注) 申込後の職種変更はできません。

2 受験資格

(1) 年齢及び免許

- ア 臨床検査技師を希望する者 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- イ 診療放射線技師を希望する者 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- ウ 管理栄養士を希望する者 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- エ 視能訓練士を希望する者 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、視能訓練士免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- オ 理学療法士を希望する者 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、理学療法士免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- カ 言語聴覚士を希望する者 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、言語聴覚士免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- キ 作業療法士を希望する者 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、作業療法士免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- ク 薬剤師を希望する者 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- ケ 臨床工学技士を希望する者 昭和29年4月2日以降に生まれた者で、臨床工学技士免許を有し、臨床工学技士として3年以上の実務経験を有するもの。
- コ 看護師を希望する者 昭和29年4月2日以降に生まれた者で、看護師免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。
- サ 施設管理技士を希望する者 昭和29年4月2日以降に生まれた者で、ボイラー技士1級以上の免許を有するもの又は平成26年7月末日までに免許を取得する見込みのあるもの。

(2) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所等

試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
平成25年7月7日（日） 午前9時20分から 午前11時00分まで 【全職種】	作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	○沖縄大学（那覇市） ○県立北部病院（名護市） ○県立宮古病院（宮古島市） ○県立八重山病院（石垣市）
平成25年 7月8日（月）※注1 7月16日（火） 7月17日（水） 7月18日（木） 【看護師】	面接試験	適格性や職務遂行能力等を審査するため、個別面接を行います。	沖縄県本庁舎（那覇市） など沖縄本島内 ※注2
平成25年 7月8日（月）※注1 7月23日（火） 7月24日（水） 7月25日（木） 【看護師以外の職種】	面接試験	適格性や職務遂行能力等を審査するため、個別面接を行います。	沖縄県本庁舎（那覇市） など沖縄本島内 ※注2
<p>注1 平成25年7月8日の面接試験は、原則として県外からの受験生及び離島からの受験生で沖縄本島で作文試験を受験する者を対象とし、そのほかの受験生は7月16日以降の面接試験日のうちいずれか1日を指定します。</p> <p>注2 面接試験の会場は、原則として沖縄県本庁舎（那覇市）となりますが、応募状況により沖縄県本庁舎以外の会場になる場合があります。</p>			

4 受験手続

(1) 申込先 沖縄県病院事業局県立病院課（沖縄県本庁舎4階） 〒900—8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098（866）2832（直通）

(2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留郵便で郵送してください（直接提出は不可）。その際は、封筒の宛名面に「病院事業局採用試験受験」と朱書きしてください。

ア 平成25年度沖縄県病院事業局職員（技術職及び現業職）選考採用試験申込書

自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、申込み前3月以内に撮影した写真（タテ約5.0cm・ヨコ3.5cm）を所定のところに貼付してください。

イ 50円切手を貼ったはがき（官製はがき可）

受験票として後日返送するので、表面に受験者の氏名及び受取先住所を明記してください。

ウ 受験資格の免許証等の写し（A4規格、縮小コピー可）

受験資格を確認する必要があるので必ず添付してください。ただし、今後免許取得見込みの場合は不要です。

(3) 受付期間 平成25年5月23日（木）から平成25年6月7日（金）まで。ただし、平成25年6月7日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 留意点 受付後は、受験職種及び試験会場の変更はできません。なお、作文試験の受験会場は、受験票に記載し送付いたします。

5 合格発表 試験の最終合格者は平成25年8月中旬に、沖縄県本庁舎正門や県立北部病院、県立宮古病院及び県立八重山病院で掲示し、県ホームページに掲載するほか、合格者に通知します。

6 合格発表後の取扱い

- (1) 合格者は、平成25年度沖縄県病院事業局職員選考採用候補者名簿に登録され、原則として、平成26年4月（免許取得見込みの者は、免許取得後）に採用されます。
- (2) 採用を辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、成績の上位の者から順次繰り上げて合格とし、本人あて通知します。
- (3) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。ただし、採用を辞退した者は、選考採用候補者名簿から削除します。

7 給与等

初任給は平成25年4月1日現在、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、視能訓練士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士及び臨床工学技士が167,000円(短大3卒)から178,200円(大学卒)まで、薬剤師が178,200円(大学4卒)から200,800円(大学6卒)、看護師が180,500円(短大2卒)から188,900円(短大3卒)までで、それぞれ経験年数等を加味した額が支給されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給要件に応じて支給されます。

8 その他

- (1) 試験当日は、受験票（はがき）、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず返却しません。
- (3) 試験会場には駐車場を確保しておりませんので、自家用車、オートバイ等の乗り入れはできません。公共交通機関等を利用し、早めに来場してください。
- (4) 試験会場には喫煙場所がありませんので、喫煙は全面禁止とします。
- (5) ゴミは試験会場に捨てずに各自必ず持ち帰ってください。
- (6) 平成25年6月24日（月）までに受験票（はがき）が到着しないときは、沖縄県病院事業局県立病院課人事担当あて電話連絡してください。

正 誤

平成25年3月30日付け公報号外第9号掲載の「沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（沖縄県病院事業局管理規程第7号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
32	下から4	看護部長	看護部長
33	上から4	看護部長	看護部長

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---